

周南近鉄タクシー(株)コロナウィルス対策本部 行動計画

令和2年4月1日 制定

1 行動計画の目的

周南近鉄タクシー(株)は、コロナウィルスの発生時に、安全確保を最優先に当社の各運行を継続するため、「周南近鉄タクシー(株)コロナウィルス対策行動計画」を策定します。この行動計画において、お客様に当社を安心してご利用いただくための対策を講じることによって、市民生活に与える影響をできる限り小さくすることを目的とします。

なお、コロナウィルスの流行は、発生する事態もさまざまであると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、本行動計画を随時見直し、必要に応じて修正を加えることとします。

2 事業継続のために措置する事項

方針決定

周南近鉄タクシー(株)に「コロナウィルス対策本部」を設置し、事業継続にかかる方針を決定します。

運行の継続実施

タクシー・貸切バスを運行するため、

1. 運行計画
2. 要員の確保
3. 保守計画

を明確にして緊急事態に備えます。また、業務委託先についても、当局の実施する対策を示し、同等の運行計画に沿った要員確保などの計画を策定することを求めます。

まん延防止等

お客様に安心してご利用いただけるよう、職員及びお客様のまん延防止策を講じます。

また、車内等で急病人が発生した場合は、救急車の出動を要請することなど、関係機関と連携して迅速に対応します。

広報

運行状況等について、当社ホームページ、その他の掲示などにより、お客様に適時適切な広報を行います。

3 方針決定のために講ずる措置

1. 対策本部の組織体制

本部長 取締役社長
副本部長 取締役総務部長
各課は、それぞれの所掌の事務を行います。
※各班の体制は別図のとおり。

対策本部の主な役割

- ア 事業継続方針の決定
- イ まん延防止対策の決定及び実施
- ウ 事業実施状況及び対策の実効性の確認と課題解決のための施策の決定
- エ 社員への情報周知及び対策の徹底
- オ お客様への情報提供の実施 等

4 運行の継続実施のために講ずる措置

運行を継続実施するために、次の措置を講じます。

1. 運行計画

ア 社員の勤務体制の決定

運行管理者は、職員の感染情報、勤務状況を日々集約します。家族の感染により外出禁止となっている社員や、保育園や小学校、介護施設等の閉鎖に伴う育児や介護の必要により出勤できない職員の状況についても併せて確認します。

イ 運行計画の決定

社員の勤務体制を見極めて、運行計画を決定します。その際、コロナウィルスのまん延状況を踏まえて可能な限りの運行ができるよう計画します。

ウ 運行の中止等の決定

国や市から、まん延防止を図るための特別な指示があったときは、運行を中止又は大幅な制限をする場合があります。運行の再開時に備えて、速やかな運行再開ができるよう必要な対策を講じます。

2. 運行要員の確保

要員の確保を図るため、社員の感染防止策を講ずるほか、運行の継続に向けて、社員間での応援を行います。

ア 感染防止のための物品の備蓄

社員の感染を防止し、併せて、お客様へのまん延防止を図るため、次の物品を備蓄します。
なお、今後、より効果的なものがあれば、それを備えます。

消毒薬(消毒用エタノール、速乾性手指用消毒剤)
マスク
ビニール手袋

3. 保守の計画

各車両を安全に運行できるよう、出勤可能な社員を動員して点検・整備する体制をつくります。

5 まん延防止等のために講ずる措置

お客様に安心してご乗車いただくために、次の措置を講じます。

1. 安心してご利用いただける車両の提供

車内での感染防止を図るため、次の措置を講じます。

運行終了時には、ドア等を開放し、車内換気、社内殺菌を行います。

運転席に飛沫防止L字カーテンの設置を行います。

運行中(空車時)に、プラズマクラスターで殺菌を行います。

2. まん延防止策

乗務員や非乗務員はマスクを着用することがあります。

お客様にもマスクの着用の協力を要請する場合があります。

3. 緊急時のお客様対応等

車内で急病人が発生したときには、無線司令室と連携して、救急車の出動を要請します。

6 市との連携

周南市コロナウィルス対策本部では、感染にかかる状況や国の対策などの関連の情報が収集され、市としての対策が示されます。当社は、公共交通機関としての役割を果たすとともに、その情報を踏まえて、運行を決定します。

7 広報

1. 運行状況等の広報

運行状況等について、当社ホームページ、その他の掲示などにより、お客様に適時適切な広報を行います。

別図：周南近鉄タクシー(株)新型コロナウイルス対策本部の体制

